令和６年度の動き

令和７年２月 27 日、令和６年人口動態統計１月～12 月速報の累計が公表されました。令和６年の出生数は 72 万 988 人で、前年同期より３万 7,643 人減少で、過去最少となった昨年をさらに下回ることとなりました。９年連続の減少です。この速報値には外国人出生数が含まれており、令和６年９月時点で日本人出生数は初めて年間 70 万人を割り込む見通しとされました。自然増減数は 18 年連続減少で、さらに過去最大の減少となり、人口減少が急速に進んでいる様が見てとれます。

国は令和 12 年度までが少子化傾向を反転させる最後のチャンスと捉え、令和６年度から「こども・子育て支援加速化プラン」をスタートさせました。このプランに３年間をかけて重点的に取り組むとしています。また、令和６年度末までとされた「新子育て安心プラン」の次のビジョンとして、「保育政策の新たな方向性」が令和６年 12 月に示されました。そこでは、待機児童解消を中心とした保育の量の拡大から保育の質の確保・向上へ転換することが記されています。

令和６年度予算において、４・５歳児の職員配置について 30：1 を 25：１へ改善する基準改正が実施されましたが、保育人材確保が困難な現状に鑑み、当分の間は旧来の基準で運営することを妨げないとの経過措置が設けられました。同様に３歳児の配置基準においても 20：1 を 15：1 に改善する基準改正が行われましたが、公定価格上の取り扱いはどちらの基準改善も加算措置です。特に４歳以上児配置改善加算は、チーム保育推進加算/チーム保育加配加算をすでに受けている場合は、この配置基準改善加算を受けることができないという制限が課されています。令和７年度予算では１歳児配置の改善も盛り込まれましたが、基準そのものの改正は見送られ、さらに加算取得に処遇改善等加算の実施状況、ICT 化の採用状況、施設における平均経験年数の要件が課されるなど、さらに後退した内容となっています。

また、「こどもまんなか社会」実現のための施策として、令和６年度に「乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度)」が試行的事業として実施されました。この試行的事業の検討段階で課題となっていた、月 10 時間という利用上限設定、従来の一時預かり事業との整理がついていない状況は解消されず、制度の趣旨が浸透しないまま令和７年度は法律上制度化され、令和８年度の給付化に向けて実施されることになっています。

人材確保のための重要な課題である保育士の処遇改善については、令和６年度は前年度に引き続き人事院勧告に基づいた大幅な公定価格の引き上げがありました。しかしながら、それだけの大きな引き上げがあってもなお、全産業平均との比較ではまだ大きな差があります。保育の魅力向上を含め、さらなる処遇改善について求めたものの、人事院勧告を超える新たな改善策は示されませんでした。ただ、人口減少地域の施設への対応として、60 人以下の定員区分において５人刻みの定員設定がなされたことや、主任保育士専任加算取得のための要件に防災等への取り組みが追加されたことは、満足な内容ではないものの、会員の皆様の大きな声が制度として結実したものと考えています。なお、令和６年人事院勧告において見直しとなった地域区分に関しては、令和７年度は公定価格に適用せず、引き続き検討することされました。社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については一旦継続とされ、令和８年度末までに改めて結論を得るとされています。そのほか経営情報の見える化や処遇改善等加算の一本化など、各施設に影響のある制度が大きく動くこととなりましたが、国から詳細情報が出ておらず、各種通知や FAQ の発出が待たれるところです。

今後、進行する少子社会において、地域から保育を提供する施設がなくなることのないよう、安定的な制度への転換を、保育三団体の力を結集して国に対し求めていきたいと考えています。

全私保連常務理事・保育制度検討会委員長　髙谷俊英